



滋 森 政 第 4 7 6 号
令和 6 年(2024 年) 9 月 25 日

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の中間見直しについて（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年条例第 2 号）条例第 9 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

滋賀県では森林づくりについて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるよう県民全体で取り組むことを目指して、平成16年3月に「琵琶湖森林づくり条例」(以下「条例」という。)を制定し、さらに条例の理念を実現し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成17年1月に「琵琶湖森林づくり基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

令和3年度から始まった基本計画(第2期)では、災害に強い森林づくりなどの新たに盛り込んだ目指す姿の実現に向け、引き続き、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりに取り組んでいます。

また、令和5年3月に「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が制定されたことや、最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため、令和5年11月に基本計画(第2期)を改定したところです。

今回、基本計画(第2期)において、計画開始から5年を目途に見直しを行うこととされていることから、条例第9条第4項の規定に基づき、「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の中間見直し」について、専門的な審議をしていただきたく諮問します。